

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぼこ・びーた

3 代表者の氏名

片桐 公彦

4 主たる事務所の所在地

上越市昭和町2丁目20番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、心身の障害や様々な要因により「生きづらさ」を抱える人びとに対して、住み慣れた地域で安心して、当たり前、さりげなく暮らし、自己選択・自己決定の幅を広げられるよう、地域生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4) 子どもの健全育成を図る活動

(5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第16条 役員任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の決算期に関する通常総会の終結までとする。ただし、2年を超えることはできない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>障害者自立支援法</u>に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第16条 役員任期は、<u>2年とする。ただし、この任期は総会終結まで延伸することができる。また、再任を妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p>

(5) 事業報告及び活動決算

(6) ～(8) (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 (略)

(1) ～(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(5) 事業報告及び収支決算

(6) ～(8) (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) ～(5) (略)

2 (略)

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。